

令和元年度

第2回野田市人権施策推進協議会次第

日時 令和元年12月2日(月)
午後1時30分から
場所 市役所8階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」
（素案）について

(2) その他

4 閉 会

人権教育・啓発に関する野田市行動計画 (第3次改訂版)【素案】

説明資料

人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）の素案につきましては、昨年度実施しました「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえながら、引き続き現行施策を効果的に推進すべきことから、基本理念を始めとする基本的な事項に時点修正等を加えた上で継承する形をとっております。

また、素案の策定には、令和元年度第1回野田市人権施策推進協議会における委員からの意見や要望を踏まえております。

第2回野田市人権施策推進協議会での素案の説明では、新たに計画に盛り込むこととなりました施策等を中心にこの「説明資料」に基づき説明させていただきます。

第1章 計画策定の背景

- 1 国際的な人権尊重の流れ 《資料2 素案1 ページ》
 - ・ 国や県等の資料を参考に記述内容を整理しました。
- 2 国の動き 《資料2 素案1 ページ》
 - ・ 平成28(2016)年度に施行された人権三法（「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」）の施行を追記しました。
 - ・ 国や県等の資料を参考に記述内容を整理しました。
- 3 千葉県の動き 《資料2 素案2 ページ》
 - ・ 平成27(2015)年2月に改定された「千葉県人権施策基本指針」について追記するとともに、国等の資料を参考に記述内容を整理しました。

第2章 計画の基本理念

- 1 計画の趣旨 《資料2 素案3 ページ》
 - ・ 近年の新しい人権課題のLGBTなど性的少数者の人権やインターネットによる人権問題等について追記しました。
 - ・ 虐待事件の再発防止策を包含するとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などへの虐待の防止等、あらゆる人権侵害の解消を目指した計画とした旨を追記しました。
 - ・ 平成28(2017)年度に施行された人権三法（「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」）について追記しました。
- 2 計画の目標 《資料2 素案4 ページ》
 - ※修正なし
- 3 計画期間 《資料2 素案4 ページ》
 - ・ 令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間としました。

4 施策の体系 《資料2 素案5ページ》

- ・ 目標（2）「各人権課題に対する施策の推進」の「障害者」を「障がいのある人」に変更しました。
- ・ 目標（2）「各人権課題に対する施策の推進」の「様々な人権課題など」では、現行計画の「性的志向における人権問題」と「性同一性障害に関する人権問題」を「人権に関する市民意識調査」と同様に、「性的少数者の人権」に変更しました。

第3章 人権に関する意識の現状 《資料2 素案7ページ》

「人権に関する市民意識調査」の現状を分析し、今後の取り組む方向性を記載しました。

第4章 計画の内容 《資料2 素案12ページ》

目標（1）様々な場における人権教育・啓発の施策の推進

1 学校 《資料2 素案13ページ》

施策の方向 ②いじめや不登校などの解決を図るための相談体制の充実 《資料2 素案14ページ》

ア. いじめ対策（担当課：指導課）

【主な取組】★新規

- ・ 教育相談の充実
- ・ 教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
- ・ 中学1年生を対象とした「SNSを活用した相談」（Stop it）の実施

イ. キャリア教育の推進（担当課：指導課）

【主な取組】★拡充

- ・ 各小中学校における、地域や事業所の協力による職場体験学習などを通じた、職業意識の醸成

施策の方向 ③教職員の人権意識の高揚と指導者の育成

《資料2 素案17ページ》

【主な取組】★新規

- ・ 教職員に対する県や外部研修への参加の推奨（LGBT等含む）

2 家庭 《資料2 素案18ページ》

施策の方向 ①地域社会と行政が連携した子育て支援体制の確立

ア. 子どもの人格形成やしつけに関する支援

（担当課：子ども家庭総合支援課、保育課）

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

人権意識豊かな個人として成長するためには、乳幼児期の情緒の発達や心を育てる教育が重要であり、市としても、国、県の取組と連動し、必要な情報提供による支援に努めています。

また、家庭児童相談員により、家庭における児童養育の相談指導を充実し、家庭児童の福祉の向上を図り、児童相談所、保健所、学校、警察署及び児童委員等関係機関との連携を密にし、支援しています。

保育所においては、保育所保育指針に基づき、人間形成の基礎を養う重要な乳幼児期に家庭や地域の人との関わりの中で、人権を大切にする心を育てるとともに、自主・自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うことを目指しています。

イ. 野田市要保護児童対策地域協議会の体制強化

（担当課：子ども家庭総合支援課）

【現状・課題】※全文を修正

野田市要保護児童対策地域協議会については、代表者会議、実務者会議、個別支援会議の三層構造となっておりますが、中でも実務の中心的役割を担う実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担を明確にすることにより、関係機関の連携による支援体制の強化を図るとともに、個別支援会議の必要性を議論する場に変えました。

個別支援会議は、関係機関のうち、当該事例に関係し、又は関係する可能性のある者により構成するものとされており、関係機関相互の連携、協力体制の強化を図っております。

関係機関相互の連携、協力に際しては、それぞれの機関が互いに持っている機能や限界を理解し合い、役割分担をし、補い合いながらネットワー

クを構築していく必要があります。

【主な取組】★新規

- ・ 要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理
- ・ 連携強化、情報共有を図るための、児童虐待管理システムの導入（柏児童相談所を含む）
- ・ 学校教育部指導課内に設置した子ども家庭総合支援課分室による巡回
- ・ 野田市児童虐待防止対応マニュアルの改訂

施策の方向 ②保護者への人権啓発の推進 《資料2 素案20ページ》

ア. 母子保健施策の充実（担当課：保健センター）

【現状・課題】※全文を修正

妊娠届出や母子健康手帳交付は、子ども支援室にて行い、保健師、心理士、子育て支援総合コーディネーターが妊婦の不安軽減に努めるとともに、アンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期介入、継続的支援に取り組んでいます。また、両親学級や乳児家庭全戸訪問事業等継続した支援につなげています。平成28（2016）年度以降は保健師・助産師などの専門職による乳児全戸訪問を実施し、母子に関わる問題の早期発見、早期支援を実施しています。

乳児全戸訪問は、保護者からの出生連絡票の提出に基づき把握を行い早期に訪問を実施していますが、連絡票未提出者や連絡が取れないケースもあります。

また、訪問の際は、産婦に対してエジンバラ産後うつ病質問票を聴取し、育児不安の早期発見や早期支援につなげています。

【取組の方針】★新規

妊娠、出産、育児に関する保護者の不安を軽減し、育児を楽しみ、子どもの豊かな心の成長を育むため妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築を目指していきます。

【主な取組】★拡充

- ・ 出生連絡票提出の周知を継続し、出生連絡票の提出率の向上、訪問による早期支援
- ・ 乳児全戸訪問による早期支援

3 地域社会 《資料2 素案 23 ページ》

施策の方向 ①人権に関する学習機会の提供と学習意欲の喚起

ア. 各種講座等の開催

(担当課：生涯学習課、公民館、人権・男女共同参画推進課、福社会館)

【主な取組】★拡充

- ・ 公民館での「家庭教育講座」、「長寿大学」、「女性学級」などの、子どもや高齢者、女性など様々な人権課題をテーマとする講座の開設
- ・ 生涯学習課と公民館が連携し、社会人権をテーマに幅広い内容や身近な人権問題について学ぶ市民セミナーの開催

4 職場 《資料2 素案 27 ページ》

※修正なし

5 特定職業従事者 《資料2 素案 29 ページ》

施策の方向 ①研修の実施や研修方法の工夫による職員の人権意識の高揚

イ. 教職員への啓発 (担当課：指導課)

【主な取組】★新規

- ・ 野田市教育研究会学校人権教育部会と連携し「野田市子ども人権作品展」の作品製作や展示を通して児童・生徒への人権意識の啓発の実施

施策の方向 ②市民の健康や生命にかかわる者への人権研修の充実

《資料2 素案31ページ》

ア. 保健・医療・福祉関係者への啓発

(担当課：高齢者支援課、児童家庭課、人権・男女共同参画推進課)

【主な取組】★新規

- ・ 介護相談員の資質の向上を図るための「介護相談員現任研修」の受講

目標 (2) 各人権課題に対する施策の推進

1 女性 《資料2 素案 33 ページ》 ※アンダーライン部分を追記
国においては、平成11(1999)年に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」)、同年に施行された「男女共同参画社会基本法」、平成13(2001)年施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」)」、平成27(2015)年8月に制定された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)」、令和元(2019)年6月には、「女性活躍推進法」等の一部が改正されるなど、各種法律や制度等が整備され、男女が社会のあらゆる分野で参画する機会の確保や男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みが進められています。

施策の方向 ① 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

《資料2 素案 35 ページ》

ア. 意識啓発の充実

(担当課：人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課、指導課、人事課)

【現状・課題】※アンダーライン部分を追記

職場における女性への人権侵害行為であるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントが問題となっており、企業などに対し、相談窓口の周知と整備を指導するとともに、職場研修を行うなどの防止対策の取組が必要となっています。

【取組の方針】★新規

職場における女性への人権侵害行為であるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントについて、企業などに対し、相談窓口の周知と整備を指導するとともに、職場研修を行うなどの防止対策の取組を働きかけます。

【主な取組】★新規

- ・ 男性ならではの悩みや問題について、男性カウンセラーによる「男性のための電話相談」の実施

施策の方向 ②女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

《資料2 素案37ページ》

※アンダーライン部分を追記

女性に対する人権侵害であり、女性の尊厳を汚し傷つけるものとして、DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの問題があります。

また、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体化した支援を推進する必要があります。

ア. DV対策の強化（担当課：子ども家庭総合支援課）

【現状・課題】※アンダーライン部分を追記

要保護児童対策地域協議会調整機関としての機能と、子ども家庭総合支援拠点としての機能を持ち、児童虐待と密接な関連のあるDV被害者支援も行う子ども家庭総合支援課を令和元（2019）年10月に新設し、児童相談所や警察などの関係機関との情報共有による連携を強化し一体的に支援しています。また、DVや児童虐待の早期発見や二次的被害等を防ぐための、DVや児童虐待等を担当する職員等のスキルアップを図る必要があります。

【取組の方針】★新規

子ども家庭総合支援課の機能充実を図り、虐待と関連性の強いDV支援についても、啓発、相談、支援等を一体的に実施していきます。また、DV被害女性に寄り添った支援を進めます。

【主な取組】★新規

- ・ 子ども家庭総合支援課の機能の充実
- ・ DV被害者としての母子を一体的に支援する体制の構築
- ・ 児童相談所や警察などの関係機関の情報共有や連携体制の強化
- ・ DVや児童虐待の早期発見や二次的被害等を防ぐための、担当職員等のスキルアップ研修の実施
- ・ 関係課と連携したDV被害者情報の漏洩対策の強化・徹底

施策の方向 ③ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

《資料2 素案41ページ》

ア. 審議会等における女性委員の登用率の拡大

(担当課：人権・男女共同参画推進課)

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

市では率先して女性の参画を推進するため、各種審議会などへの女性委員の割合の目標を50%にするとともに、女性のいない審議会などの解消を図ることとしています。

イ. 職場に関する施策の推進

(担当課：人事課、人権・男女共同参画推進課)

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

男女共同参画社会の形成を図る上で、様々な活動の場における政策・方針の決定過程に男女が共に参画し、等しく意見が反映されることは重要です。

職場では積極的に女性職員の登用を促進し、企業などにおいても、方針などの決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発に努める必要があります。

施策の方向 ④ ワーク・ライフ・バランスの推進

《資料2 素案43ページ》

イ. 職場に対する施策 (担当課：人事課)

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

男女が多様なライフスタイルに応じた働き方ができるよう、企業などへ男女雇用機会均等法の周知徹底を含め、就労の機会均等や職場における昇給・昇格、能力開発、性別役割分担意識の解消など男女平等の啓発に努めています。

なお、「野田市特定事業主行動計画」策定の根拠となる「次世代育成支援対策推進法」(平成27(2015)年3月までの時限立法)は、10年間延長されたため、平成28(2016)年4月1日から令和2(2020)年3月31日の期間における「野田市特定事業主行動計画」を平成27(2015)年度に策定しました。当計画については、令和2(2020)年3月31日で計画期間が終了することから、次期計画の策定を進めております。

施策の方向 ⑤生き生きと暮らせる活力ある社会づくり

《資料2 素案45ページ》

ア. 「野田市健康づくり推進計画 21（第3次）」の推進

（担当課：保健センター）

【現状・課題】※アンダーライン部分を追記

また、父子手帳の交付・妊婦体験・産後うつの講話等母親の負担軽減、父親の育児協力の促しにつながる内容を実施しています。

2 子ども 《資料2 素案47ページ》※アンダーライン部分を修正

また、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て支援法」が公布され、平成27(2015)年4月に本格施行されました。

平成28(2016)年には、「児童福祉法」が一部改正され、子どもの権利条約の精神が法の理念として明確に定められました。

市では平成12(2000)年に「野田市エンゼルプラン」を、平成17(2005)年に「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を包含した「野田市新エンゼルプラン」を策定し、平成22(2010)年に、「次世代育成支援対策推進行動計画」の後期計画を包含する「野田市新エンゼルプラン(後期計画)」を策定しました。

平成27(2015)年には、「次世代育成支援対策推進法」が10年間の延長となるとともに、行動計画の策定は任意となったことから、「子ども・子育て支援法」の事業計画との一体化が可能となりました。そのため「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画を包含する「野田市エンゼルプラン第4期計画」を策定し、待機児童対策や妊娠期から18歳まで切れ目ない支援を行う「子ども支援室」の創設、児童虐待防止やひとり親家庭の支援などを引続き重点施策として取り組んできました。

なお、令和元(2019)年度で現計画が期間満了となることから、「子ども・子育て支援法」の事業計画(第2期計画)を包含する「野田市エンゼルプラン第5期計画」を策定し、今後は当計画を基に施策を推進していきます。

なお、次期計画では、教育・保育の無償化への対応や子ども館の整備など子ども達が未来に希望を持てるよう、子どもと子育て世代への支援の充実に努めてまいります。

施策の方向 ① 児童虐待防止対策の強化 《資料2 素案49ページ》

※アンダーライン部分を修正

子どもを取り巻く環境は、大きく変化してきました。核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の人間関係の希薄化、地域コミュニティの弱体化、家庭・地域の教育力などの低下、高齢者や困難を抱えた親子などの孤立などが考えられます。また、これらの変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、地域の協力が得られず、身近に相談できる相手がいないため、子育ての負担が母親へ集中し、子育ての孤立化、児童虐待の増加といった課題も示されています。

ア. 児童虐待の防止意識の啓発（担当課：子ども家庭総合支援課、児童家庭課）

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

児童虐待の防止については、これまで、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）や「児童福祉法」の累次の改正により、制度的な充実が図られてきました。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成 29（2017）年度には児童虐待防止法制定直前の約 11.5 倍に当たる 133,778 件となっています。特に、心理的虐待の件数が増加しており、この要因としては、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加していることや、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告が増加していることが考えられます。

市でも、令和元（2019）年度における、家庭児童相談室の虐待相談対応件数は、大幅に増加しています。これは、虐待相談窓口が市民に認知されてきたことに加え、継続的に関係機関等と連携を図り、きめ細かく対応に当たってきたことが要因と考えられます。また、「人権意識調査」の結果でも、「子どもへの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。」という問いに対して、「親などが子どもを虐待すること」の回答が 21.9%と前回よりも 1.7 ポイント高くなっており、市民の関心の高さがうかがえます。

【取組の方針】★新規

児童虐待の早期発見、早期対応に努めるためには、広く市民に啓発する必要があることから、あらゆる媒体を活用した啓発に努めていきます。

【主な取組】★新規

- ・ 市役所公用車への児童虐待防止のための啓発用マグネットの通年装着の実施
- ・ 市役所正面玄関前広告付き表示板への児童虐待防止のための啓発記事の通年放映の実施
- ・ 野田市広告付番号案内表示機での児童相談所全国共通ダイヤル「189」の放映
- ・ 川間駅南口、七光台駅西口、清水公園駅東口、梅郷駅西口の防災行政無線文字表示機能付電光掲示板への児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示
- ・ 災害対応型自動販売機メッセージボードへの児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示
- ・ 市で使用する封筒への児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示
- ・ 公共施設や自治会などへの児童虐待防止啓発ポスター、チラシの配布

イ. 地域、関係機関と連携した児童虐待の防止及び対応（担当課：子ども家庭総合支援課、児童家庭課）

【現状・課題】※全文を修正

柏児童相談所、市内部、学校、関係機関相互の連携不足が判明したことから、要保護児童対策地域協議会における、実務の中心的役割を担う実務者会議の見直しや、関係機関の連携強化を図っています。

まず、要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見なおし、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場に改めるとともに、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図りました。関係機関等のうち当該事例に関係し、又は関係する可能性のある者により構成する

ものとされている個別支援会議につきましても、関係機関との連携の下協議を進めております。

次に、連携強化、情報共有を図るため、令和元（2019）年11月1日から児童虐待管理システムを導入し、12月1日からは庁内関係課及び柏児童相談所に同システムを専用回線をつないで設置することで情報の共有を図りました。

野田市児童虐待防止対応マニュアルの見直しに当たっては、現在行われている千葉県子ども虐待対応マニュアルの見直しでは、内容を一般化せざるを得ない部分があることから、野田市と柏児童相談所との関係に特化したマニュアルを作成することで進めております。その後、保育所や幼稚園、小中学校、警察等、機関ごとの児童虐待対応マニュアルの分冊を作成し、連携の強化を図ることとしています。

その他、地域との連携として、毎月地区民生委員・児童委員定例会に出席し、情報共有を図っています。

【取組の方針】★新規

子ども家庭総合支援課の機能充実、野田市要保護児童対策地域協議会を構成する地域や関係機関による情報の共有及び連携をさらに進め、児童虐待の未然防止、早期発見による児童虐待の重篤化の防止を図ります。

【主な取組】★新規

- ・子ども家庭総合支援課の機能充実による児童虐待の未然防止、早期発見による児童虐待の重篤化の防止
- ・教育委員会に新設した子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回
- ・教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
- ・学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問の実施
- ・ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施
- ・進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換
- ・毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有
- ・虐待防止対応マニュアルの改訂（令和元（2019）年度、関係機関についての分冊は2（2020）年度）

ウ. 居所不明児への対応(担当課:子ども家庭総合支援課、児童家庭課)

【現状・課題】※アンダーライン部分を追記

市における居住実態が把握できない児童についての対応においても、関係機関と連携し、虐待の発生及び深刻化を予防するために、体制の整備を推進しています。

今後も、居住実態が把握できない児童が発見された場合には、速やかに所在が確認できるよう、関係機関と連携のうえ対応します。

【取組の方針】※アンダーライン部分を修正

迅速かつ適切に、児童の所在の確認を行います。

【主な取組】※アンダーライン部分を修正

・関係通知やマニュアルを基にした、居所不明児への対応

施策の方向 ②ひとり親家庭の自立支援の推進 《資料2素案53ページ》

ア. ひとり親家庭の自立に向けた施策(担当課:児童家庭課)

【取組の方針】※アンダーライン部分を修正

令和元(2019)年度はプランの最終年度に当たることから、「ひとり親家庭等意識調査」の結果を踏まえ、前回改定と同様に上位計画である野田市新エンゼルプランの見直しに整合する形で野田市ひとり親家庭支援総合対策プランの第4次改訂版を策定し、当プランを基にひとり親家庭の自立に向けた施策を推進していきます。

また、「ひとり親家庭等意識調査」の結果から、特に母子家庭の母について、就労している割合は高くなっているものの収入が相変わらず低く、収入アップのため転職の希望が大きいこと、そのため資格の取得を希望していることなどが高い意向として現れていることから、ひとり親家庭の収入増に向けた実効的な施策を推進する必要があります。

施策の方向 ③子どもの安全の確保 《資料2素案55ページ》

ア. 学校や通学路の安全向上のための取組(担当課:青少年課、指導課、防災安全課)

【主な取組】★新規

- ・防犯対策訓練の実施や小学校1年生に向けた防犯教室の実施
- ・青色回転灯搭載車両による防犯パトロールの実施

施策の方向 ④子育て支援サービスの充実 《資料2 素案56ページ》

ア. 多様な子育て支援サービスの実施（担当課：児童家庭課、保育課）

【現状・課題】※全文を修正

平成26（2014）年度に「子ども・子育て支援法」を反映させた「野田市エンゼルプラン第4期計画」を策定し、民間活力の導入により、保育所及び学童保育所の整備を行い、子育て支援においても多様なメニューを揃えてサービスを提供し、新制度で位置付けられた地域子育て支援13事業に取り組んでいます。

また、保育所の待機児童と国の定義では待機にカウントされない入所保留者の解消では、教育・保育施設の新設や既存施設の定員増による対応を行うとともに、年度末にかけて増加していく低年齢児の待機児童及び入所保留者の課題については、新制度に基づく小規模保育所等の地域型保育事業の活用も検討してきました。

さらに、「子ども支援室」を創設し、妊娠・出産から18歳までの子育てについて、発達障がいなど様々な相談を継続的に行える体制を構築し、妊娠段階からの相談がワンストップで受けられ、出産後も切れ目ない支援をしています。

令和元（2019）年度で現行のエンゼルプランが計画期間の最終年度を迎えるため、計画全体の達成状況と国の動向等を踏まえプランの見直しを行う必要があります。

【取組の方針】※アンダーライン部分を修正

利用者のニーズに適切に対応した保育サービスの充実に努めます。
また、計画が令和2（2020）年度から始まる「野田市エンゼルプラン第5期計画」を策定し、子育て支援の施策を実施していくことと、事業の見直しや共通化を図ります。

【主な取組】★新規

- ・利用者のニーズに適切に対応した子育て支援及び保育サービスの充実
- ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を踏まえ、既存事業

の整理拡充や新規事業の実施

- ・ 幼児教育・保育の無償化の実施
- ・ 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ・ 児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化
- ・ 新「放課後子ども総合プラン」の推進
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備
- ・ 新しい子ども館の整備
- ・ 子どもの貧困対策計画の位置付け
- ・ 子ども・子育て支援新制度の仕組みと財源を活用した、保育ニーズに対応する量の確保や保育所や子育て支援センター等での子育て相談や情報提供・子育て親子の交流の場の提供

施策の方向 ⑤子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

《資料2 素案58ページ》

エ. 不登校児童への取組（担当課：指導課）

【現状・課題】※全文を修正

全国的に不登校児童生徒の増加については問題視されており、野田市においても大きな課題の一つです。ここ数年、小学校・中学校共に全児童生徒のうち不登校児童生徒のしめる割合は、小学校では全国・県に比べ下回っているものの、中学校では全国・県に比べ上回っており、野田市としては人数、割合ともに横ばい状態が続いています。

不登校になってしまった原因は、個々の児童生徒によって様々ですが、各学校と連携を密にし、早期発見・早期対応に努めています。また、各校ではスクールカウンセラーや教育相談担当教員を含めた組織的な不登校対策により、未然防止に取り組むことが大切だと考えます。

【取組の方針】※全文修正

子どもたちが、主体的に、且つ安心して学校生活を送ることができるよう、各学校と連携し、教育相談を充実させ不登校児童生徒の減少に努めます。

【主な取組】★新規

- ・ 子どもたち一人一人に寄り添った教育相談の充実
- ・ 組織的な取組による長期欠席を防ぐ早期発見・早期対応
- ・ 学校教育全般にわたる、自己肯定感を高め、互いに認め合う道德教育の推進
- ・ 教職員対象への長期欠席対策・不登校対策・教育相談等の研修の充実
- ・ 各学校と「ひばり教育相談」「適応指導学級」との連携を密にした、不登校児童生徒への支援

オ. 子ども未来教室の充実（担当課：生涯学習課）★新規

【現状・課題】★新規

全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、平成29（2017）年度から市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に「子ども未来教室」を実施しています。

平成30（2018）年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生のうち希望する全児童を対象に加えています。

中学生については、必ずしも参加する生徒が皆同じ意欲を持って学習に取り組んでいる状況とは言えず、より良い学習環境へと整えることが課題となっております。小学生については、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを参加児童の追跡調査などにより検証し、改善や充実を図る必要があります。

【取組の方針】★新規

基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めることを目的として学習支援を実施します。

【主な取組】★新規

- ・ 児童・生徒5人までごとに1人の講師を配置した、きめ細かな指導の実施
- ・ 中学生については確認テスト、小学生については参加児童の追跡調査などによる効果の検証と子ども未来教室の充実

3 高齢者

《資料2 素案63ページ》

施策の方向 ①高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり
ア. 要介護状態への予防に向けた施策

(担当課：介護保険課、高齢者支援課、保健センター)

【現状と課題】※アンダーライン部分を修正

平成 29 (2017) 年度より「介護予防 10 年の計」として長期的な視点で一般介護予防事業を刷新し、介護予防に関する知識の向上を目指し、(ア) シルバーリハビリ体操 (イ) のだまめ学校 (ウ) えんがわ (エ) 市民ボランティアの育成 (オ) 介護予防サポート企業 (カ) 広報戦略の六つの戦略を柱とした新たな一般介護予防事業を実施しています。新たな一般介護予防事業に取り組むことで、健康寿命が延伸し、元気な高齢者が増え、要介護・要支援者の少ないまちづくりを推進します。

事業の中心であるシルバーリハビリ体操については、体験教室等の参加者が目標を上回る一方で、市民指導士の養成数が目標に達していないため、引き続き市民指導士の養成を推進するとともに、シルバーリハビリ体操の認知度を上げ、普及啓発に努めます。

また、のだまめ学校についても、保健センターで開催する本講座の参加者が目標を上回る一方で、市民からの要望に応じて、各地で講座を開催する出前講座の開催が市内全域に広まっていないことから、今後、イベントなどを実施し、新規参加者の獲得に努めるとともに、出前講座を開催して市内全域への拡充を図ります。

高齢者の生活習慣病等の発症や重症化の予防及び身体機能の低下を防止することを目的に後期高齢者健康診査を実施し、受診率の向上を図る必要があります。

また、高齢者の死因の多くを占める肺炎に対しての予防として肺炎球菌ワクチン予防接種を実施します。

【取組の方針】★新規

平成 29 (2017) 年度よりスタートした「介護予防 10 年の計」について、「広報戦略」に力を入れ、市民への普及・啓発の充実に努めます。

【主な取組】★新規

・シルバーリハビリ体操指導士の目標養成数500人を達成するための体験教室の開催やイベントへの参加

- ・介護予防サポート企業と連携を図り、より多くの市民が体操に親しむ機会の創出
- ・のだまめ学校の市内全域への普及促進のため、介護予防サポート企業と連携したイベントの開催や講座の充実

施策の方向 ③高齢者が安心して生活できる環境づくり

《資料2 素案70ページ》

イ. 防犯・防災（担当課：高齢者支援課、市民生活課、防災安全課、生涯学習課、公民館）

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

災害対策として、避難行動要支援者の避難などを安全かつ迅速に行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、自治会等の避難支援団体ごとに名簿を配布することにより、地域住民による災害時の避難支援や安否確認に役立てるとともに、平常時の見守りや日常的な支え合いにつなげています。

平成31（2019）年1月に自治会長にアンケートを実施したところ、本制度の理解及び個別計画作成の取組が十分でないことが分かったため、今後、自治会長等への制度の周知が必要です。また、自力あるいは家族と一緒に避難できる方が名簿に登録されていることや、高齢化により支援者が見つからないなどの理由から、個別計画作成の進捗状況についても課題があることが分かりました。

また、防犯対策として、地域ぐるみで犯罪を防止するために自治会や各団体などとの連携の強化などを推進しています。

【主な取組】★新規

- ・実効性のある避難行動要支援者支援制度の周知及び実施体制の整備

施策の方向 ④高齢者の権利が尊重されるまちづくり

《資料2 素案71ページ》

ア. 相談、支援体制の強化

（担当課：高齢者支援課、市民生活課、生涯学習課）

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

地域密着型介護サービス事業者に対しては、集団指導や個別の現地指導等を通じて、職員の人権意識の教育を推進するよう指導しています。今

後も、こうした取組の強化を図っていく必要があります。

認知症等により判断能力が不十分でかつ、親族からの成年後見申立てが見込めない方について、市長が代わって申立てを行っています。また、成年後見制度において、被後見人等の人権擁護に配慮した支援を行うことが求められています。

消費生活センターには、高齢者から詐欺や架空請求に対する相談が多く寄せられていることから、消費生活センターのさらなる周知に努める必要があります。

【取組の方針】★新規

判断能力が不十分で親族からの成年後見申立てが見込めない方について、市長が代わって申立てを行っていきます。

消費生活相談窓口である消費生活センターの周知を図るとともに、関係機関からの情報収集を実施します。

【主な取組】★新規

- ・ 高齢者の学習要求に応えるための生涯学習課、生涯学習センター及び公民館で学習機会情報やグループ・サークル情報の提供

4 障がいのある人 《資料2 素案 73 ページ》

障害者差別解消法を踏まえた取り組み

※アンダーライン部分を修正

なお、平成 16 (2004) 年 6 月からは、障害者基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、障がいを理由とする差別や権利・利益を侵害する行為を禁止する基本理念が示され、平成 28 (2016) 年 4 月には、「障害者差別解消法」が施行されました。市では障がいのある人の権利擁護を推進するために、野田市地域自立支援協議会を「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」に改組し、新たに権利擁護部会を設置し、障がい者支援課に差別解消相談窓口を設置しました。また、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領～心のバリアフリーを目指します～」を策定し、障がいを理由とする差別の解消の推進を図っています。

(中略)

市においても、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念実

現を目指し、平成 11 (1999) 年に策定した「野田市障害者基本計画」を、平成 16 (2004) 年 3 月と平成 19 (2007) 年 3 月に改訂しました。その後、平成 24 (2012) 年 3 月に「第 2 次障がい者基本計画」を策定し、平成 27 (2015) 年 3 月に改訂、平成 29 (2017) 年 7 月には計画期間を 1 年延長しました。平成 31 (2019) 年 3 月に「第 3 次野田市障がい者基本計画」を策定し、障がい施策の基本的な方向を示す指針として施策の推進を図っています。

施策の方向 ①障がいのある人に対する理解の推進と共生社会づくり

《資料 2 素案 76 ページ》

ア. 障がいのある人への理解促進

(担当課：障がい者支援課、指導課、人権・男女共同参画推進課)

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

心のバリアフリーを推進するため、「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」とも協力し、市報等を通じた障がい者差別解消をはじめとした権利擁護に対する啓発活動を行う必要があります。

【主な取組】★新規

- ・市が実施する各種イベントにおいて、障害者差別解消法を周知するためのパンフレットの配布
- ・市報等における継続的な「障害者差別解消法」・「障害者虐待防止法」等の啓発の促進

イ. 障がいのある人への差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(担当課：障がい者支援課)

【現状と課題】※アンダーライン部分を修正

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地域の社会資源である事業所と連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の浸透に向けた広報、啓発活動を展開することが重要です。

また、「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実などに取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組が重要です。

【主な取組】★新規

- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がいを理由とする差別の解消の推進と、障がい特性の理解の推進
- ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、障がいのある人の権利擁護や虐待防止の推進
- ・障害年金などの個人の財産を、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるような支援の実施
- ・市の関係する民間事業所向け説明会などでの障害者差別解消法に関する説明や資料配布の実施

施策の方向 ②障がいのある人が自立して安心して生活できる環境づくり
《資料2 素案79ページ》

ア. 相談支援体制の充実

(担当課：障がい者支援課、保健センター、指導課)

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

「障害者総合支援法」を基に、障がい種別にかかわらずサービスが一元化され、利用者が必要とするサービスの提供が行われており、相談支援事業者をはじめ、「当事者関係相談」や「専門相談」を定期的に開催しながら、障害福祉サービス事業所等と連携して、様々な障がい種別に対応した相談支援体制の充実に努めています。

また、障がい者支援課に「障がい者虐待防止センター」の機能を持たせ、通報や相談に応じています。

発達に課題があり、保護者の受容が難しい場合や、スムーズに療育に繋がらないことがあるため、より丁寧な相談支援を実施する必要があります。

疾病予防や障がいの早期発見・治療・療養体制については、母子健康管理事業や生活習慣病予防事業を推進するとともに、医療機関との連携により健康知識の普及と受診率の向上に努める必要があります。

乳幼児健康診査未受診者は未受診フォロー体制により全数状況把握できていますが、受診勧奨を実施しても受診につながらないケースがあります。未受診者には、虐待のリスクや家庭環境や養育状況を確認する必要があるため、受診勧奨だけではなく、現状を把握し適宜個別の支援、関係機関との連携に努めています。

生活習慣病予防事業として、がん検診や特定健康診査を実施しているが、受診率が横ばいの状況にあることから、受診の向上を図る必要があ

ります。

教育では、学校が関係機関や保護者との窓口の役割を果たせるよう、市内全ての小中学校において、校長が特別支援教育コーディネーターを指名しています。

【取組の方針】★新規

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて施策を推進します。

発達に課題がある場合、保護者の理解や受容を促し、スムーズに療育に繋げるために、子ども支援室で新規事業として子ども発達相談支援事業を開始しました。引き続き乳幼児健康診査未受診者への早期対応をし、関係機関とともに状況把握に努めるとともに、支援が必要なケースについては、個別の対応を実施し、障がいや虐待の早期発見、支援につなげていきます。今後もがん検診や特定健康診査の受診率向上を図り、生活習慣病予防に努めます。

【主な取組】★新規

- ・「障害者総合支援法」第77条の2に基づく基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所間の連携の強化
- ・相談支援専門員と介護支援専門員の情報共有のための連携の強化
- ・「当事者関係者相談」や障がい者相談員等による「専門相談」の実施
- ・乳幼児健診受診者には、医師・歯科医師の診察だけでなく、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士・理学療法士など多職種による支援を行い、障がいの早期発見、早期支援の推進
- ・学校が関係機関や保護者との窓口の役割を果たせるよう、市内全ての小中学校において、校長による特別支援教育コーディネーターの指名配置

イ. 障がいのある人の雇用（担当課：障がい者支援課、商工観光課）

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

市内の企業において、障がいのある人の法定雇用率※（2.2％）は未達成のため、法定雇用率の達成に努める必要があります。

大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について要請しながら、様々な障がいに応じた就労支援を行う体制を整える必要があります。

【取組の方針】★新規

大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう要請するとともに、就労移行支援事業などの障害福祉サービスを通じて、企業に就労し、就労定着することを支援します。

施策の方向 ③障がいのある人が普通に社会参加できるまちづくり

《資料2 素案82ページ》

ア. 福祉のまちづくり

(担当課：生活支援課、障がい者支援課、生涯学習課、公民館)

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

物心両面のバリアフリー化の推進として、「福祉のまちづくりパトロール」の取組によるハード面の整備、「福祉のまちづくりフェスティバル」や「福祉のまちづくり講座」によるソフト面での啓発、意思疎通支援者派遣・設置手話通訳者の配置事業など移動やコミュニケーション手段の確保などに取り組んでいます。

手話を必要とする人の意思疎通支援を行う手話通訳者が少ないことや手話以外にも障がいの特性によって、いろいろなコミュニケーション手段を必要としている人がいます。

更なる社会参加促進のために、障がいのある人自身が相談員として相談を受ける当事者相談・関係者相談や地区社会福祉協議会による地域での触れ合い事業の活用などの支援に取り組んでいく必要があります。

【主な取組】★新規

- ・手話言語条例の制定を検討し、手話を言語として明確に位置付け、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策の推進
- ・障がいの特性に応じたコミュニケーションに関する条例の制定を検討し、すべての障がい特性による意思疎通に関する施策の推進

5 同和問題 《資料2 素案 85 ページ》

部落差別解消推進法を踏まえた取り組み

※アンダーライン部分を追記

このような中、「部落差別解消推進法」が、平成28（2016）年12月に成立しました。この法律は、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されないものである」との認識の下に、部落差別を解消することを目的として施行されました。国や地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を行うことを求めており、その結果として国民一人一人の理解が自発的に深まり、「部落差別のない社会が実現される」ことを目的としています。

施策の方向 ①教育・啓発事業の推進 《資料2 素案86ページ》

ア. 差別意識の解消に向けた施策

（担当課：人権・男女共同参画推進課、指導課、生涯学習課）

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

また、福祉会館では、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして公民館や関係団体と連携しながら、地域交流事業、啓発事業、相談事業などの事業を実施しています。集会所では、広く人権課題に対する理解と認識を深めるため、社会教育に関する活動の総合的な推進に努めています。

【取組の方針】★新規

また、同和問題の解決を図るため、関係住民の自主的な取り組みを支援するとともに、住民相互の交流事業の実施や相談事業の更なる充実を図ります。

【主な取組】★新規

- ・同和問題を歴史的に正しく理解するとともに、認識を深めるための、教職員研修会などの開催
- ・同和問題の解決を図るための住民相互の交流事業の開催と相談事業の更なる充実

6 外国人 《資料2 素案90ページ》

ヘイトスピーチ解消法を踏まえた取り組み

※アンダーライン部分を修正

外国人の人権問題とは、日本国の国籍を持っていない人が国内で生活する上で言葉や文化、生活習慣の違いに起因し、誤解・偏見により差別を受けることや言葉が通じないことによりコミュニケーションがとれず、日本人と同等に医療機関などの利用や行政サービスを受けない問題のことです。

近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっており、このような状況を踏まえ、平成28（2016）年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されています。

近年の国際社会を反映して、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、野田市においても、令和元（2019）年11月1日現在、61か国、3,325人の外国籍の市民が定住・滞在しており、前年に比べ411人の増加となっています。今後も出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行により在留資格の拡大が図られたことから、在住外国人の増加が見込まれます。

施策の方向 ①生活情報などの提供 《資料2 素案93ページ》

ア. 多言語による情報提供

（担当課：企画調整課、市民課、国保年金課、広報広聴課、営繕課、行政管理課）

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

市内に在住する外国人の方が少しでも安心して生活ができるよう、市報等の行政情報についてスマホアプリを活用した多言語化、外国人相談窓口の設置など、本市に効果的に導入できる事業を実施していく必要性が高まっています。

また、窓口サービスにおいても、多言語による表記や案内が必要となっていることから、スマホアプリなどを活用した、多言語に対応した行政サービスの提供が求められています。

【主な取組】★新規

- ・ 行政窓口でのサービス業務案内の多言語化の推進

- ・ カタログポケットなどのスマホアプリを活用した、自動翻訳に対応した行政サービスの情報提供
- ・ 市民活動団体と連携した、日常生活のサポート
- ・ 外国人相談窓口の設置などの検討

施策の方向 ②外国人への理解と交流 《資料2 素案94ページ》

※アンダーライン部分を修正

しかし、日本で暮らす外国人をめぐっては、言語、習慣、宗教などの違いから相互理解がまだ十分ではなく、様々な誤解が生じる場合があることから、今後は、異文化を理解し認め合い対等な関係を築きながら共に生きる多文化共生社会を形成していくことが求められています。

ア. 野田市国際交流協会等の協力を得た国際交流の推進及び国際理解教育の推進（担当課：企画調整課、指導課、商工観光課）

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

同協会では、外国人向けに日曜日と月曜日の週2回日本語教室を開催し、言葉の壁を軽減することで、日本での生活がしやすいようにサポートしており、市ではこれらの活動を通して、多くの市民と外国人の交流が友好に図られるように同協会の活動を支援しています。

また、在住外国人が就労のために必要な日本語学習の支援や資格取得については必要に応じて職業訓練センターと連携していくこととしており、また日本語が不自由な小中学生への日本語学習の支援については各学校において民間を活用し実施しています。

【主な取組】★新規

- ・ 小中学校における外国語学習等の充実
- ・ 在住外国人が就労のために必要な日本語学習の支援や資格取得のための講座の実施について、必要に応じて職業訓練センターと連携した実施
- ・ 民間を活用した日本語が不自由な外国人児童、生徒への日本語教育の実施

7 HIV感染者など 《資料2 素案 96 ページ》

※アンダーライン部分を追記

ハンセン病患者については、明治40（1907）年に制定された「らい予防法」が平成8（1996）年に廃止されるまで隔離政策が行われ、平成13（2001）年の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行により、ハンセン病問題の全面的解決に向けての本格的な取組が始まりました。

また、差別や偏見の解消を進めるため平成21（2009）年4月より「ハンセン病の問題解決の促進に関わる法律」が施行され、令和元（2019）年11月には、ハンセン病の元患者家族に最大180万円を支給する「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

8 様々な人権課題など 《資料2 素案 99 ページ》

施策の方向 ①様々な人権課題への理解のための教育・啓発の推進

施策の方向 ②関係機関や団体との連携

◎刑を終えて出所した人（担当課：生活支援課、人権・男女共同参画推進課） 《資料2 素案 99 ページ》

【取組の方針】※アンダーライン部分を修正

地域の理解を深めるために、「社会を明るくする運動」を全体会、地区啓発活動を継続して実施し、犯罪や非行の防止を図ります。

◎性的少数者の人権（担当課：人権・男女共同参画推進課、指導課）

《資料2 素案104ページ》

【現状・課題】※全文を修正

性的少数者とは、「セクシュアルマイノリティ」や「LGBT」とも呼ばれ、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）、あるいは、性同一性障害のある人などを総称してこのように表現しています。これらの性的少数者の人々に対しての偏見や差別は人権問題です。

「人権意識調査」では、「いわゆるLGBTなどの性的少数者の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」との問いに対して、

「性的少数者に対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」と回答した方が 15.4%と最多で、次いで「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」が 14.0%と、前回に比べ 4.6 ポイント下がっていることから、LGBTなどの性的少数者に対する理解は進んでいることがうかがえます。

また、「いわゆるLGBTなどの性的少数者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」との問いに対して、「正しく理解するための教育や啓発を行う」と回答した方が 34.3%と最多で、次いで「各自治体や企業などの取組により、社会全体の意識を高める努力をする」が 18.6%となっていることから、性的少数者という理由で偏見や差別することなく、それぞれの人の生き方を尊重する社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において、啓発活動の充実を図る必要があります。また、学校においては、適切に教職員が対応できるよう啓発や研修を推進するとともに、児童生徒への教育を推進する必要があります。

学校においては、身体の性、心の性、社会的な性、好きになる性の4つのものさしで多様な性を認め、お互いに尊重し合うことが大切であることを学校人権教育の中で扱っています。

【取組の方針】※アンダーライン部分を修正

性的少数者の人権擁護を図るため、今後も継続して市民への啓発に取り組めます。

学校においては、適切に教職員が対応できるよう啓発や研修を推進するとともに、児童生徒への教育を推進します。

【主な取組】★新規

・「学校人権教育指導者養成講座」や「新規採用教職員研修」など、様々な場面を活用した性的少数者研修会等の実施

◎ 大規模災害に関する人権問題

(担当課：人権・男女共同参画推進課、防災安全課)

《資料2 素案107ページ》

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことのほかに、高齢者、障がいのある人、子ども

も、外国人等の災害時要配慮者及び女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどが問題となりました。

【取組の方針】★新規

災害時における対応について、要配慮者及び女性に対する十分な配慮を行います。

【主な取組】★新規

・避難所運営等に災害時要配慮者及び女性の意見等の導入

◎ その他（担当課：人権・男女共同参画推進課）

《資料2 素案 109 ページ》

※アンダーライン部分を修正

国の動きとしては、平成 18（2006）年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、また、平成 31（2019）年 4 月には、アイヌ民族を「先住民族」と初めて明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

目標 （3）人権擁護の充実

施策の方向 ①相談窓口の充実 《資料2 素案 110 ページ》

【現状・課題】※アンダーライン部分を修正

なお、障がいのある人に関する相談については、障がい者支援課において総合相談を実施しているほか、相談支援事業者への委託による相談支援機能の強化、指定相談支援事業所による計画相談支援、障害児相談支援、基本相談支援の実施、「野田市障がい者団体連絡会」の協力により当事者関係者相談を実施し、適切な支援に取り組んでいます。

目標 （4）計画の推進

1 推進体制 《資料2 素案 113 ページ》

※修正なし

2 関係機関・団体との連携 《資料2 素案 113 ページ》

※修正なし

3 人権施策の周知及び人権教育・啓発の推進 《資料2 素案 114 ページ》

※修正なし

4 計画のフォローアップ及び見直し 《資料2 素案 116 ページ》

※修正なし

人権教育・啓発に関する野田市行動計画
(第3次改訂版)

【素案】

令和2年3月

野 田 市

人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）目次

第1章	計画策定の背景	1
1	国際的な人権尊重の流れ	1
2	国の動き	1
3	千葉県の動き	2
第2章	計画の基本理念	3
1	計画の趣旨	3
2	計画の目標	4
3	計画の期間	4
4	施策の体系	5
第3章	人権に関する意識の現状	7
第4章	計画の内容	12
目標（1）	様々な場における人権教育・啓発の施策の推進	12
1	学校	13
2	家庭	18
3	地域社会	23
4	職場	27
5	特定職業従事者 （地方公務員（市職員）、教職員、保健・医療・福祉関係者）	29
目標（2）	各人権課題に対する施策の推進	32
1	女性	33
2	子ども	47
3	高齢者	63
4	障がいのある人	73
5	同和問題	85
6	外国人	90
7	HIV感染者など	96
8	様々な人権課題など （刑を終えて出所した人、犯罪被害者やその家族、インターネットなどによる人権侵害、性的少数者の人権、大規模災害に関する人権問題、その他）	99

目標（3）人権擁護の充実	-----	110
目標（4）計画の推進	-----	113
1 推進体制	-----	113
2 関係機関・団体との連携	-----	113
3 人権施策の周知及び人権教育・啓発の推進	-----	114
4 計画のフォローアップ及び見直し	-----	116

参考資料

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律-----
- ・ 野田市人権施策推進協議会設置条例 -----
- ・ 用語集 -----

第1章 計画策定の背景

1 国際的な人権尊重の流れ

20世紀に2度の世界大戦を経験した教訓から、国際連合（以下「国連」）は昭和23（1948）年12月の第3回国連総会において、基本的人権の尊重をうたった「世界人権宣言」を採択し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しました。

その後も、この「世界人権宣言」の理念の実現のため、「人種差別撤廃条約」をはじめとした人権に関する各種条約の採択や、「国際人権年」をはじめとした国際年を制定しました。

さらに、平成6（1994）年12月の国連総会で、「人権教育のための国連10年」の決議の採択を受け、世界各国で人権教育を積極的に推進する行動計画が策定され、また、平成16（2004）年12月には「人権教育のための世界プログラム」の決議が採択されました。

2 国の動き

国では、日本国憲法で定める基本的人権の尊重を基本原理として様々な人権に関する国内法を整備するとともに、国連が決議した「人権教育のための国連10年行動計画」の趣旨に基づき、平成9（1997）年7月に国内行動計画を策定しました。

平成12（2000）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」）」が施行され、人権教育・啓発に関する施策を策定し実施することが国及び地方公共団体の責務として明記されました。この法律を受け、国は平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成23（2011）年4月には閣議決定を受け、北朝鮮当局による拉致問題等についての取組が本計画に加えられました。

また、平成28（2016）年度には、差別を解消するための法律（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」）」）、いわゆる人権三法が施行されました。

3 千葉県の動き

県では、平成 16（2004）年2月に「千葉県人権施策基本指針」を策定し、基本理念である「県民一人ひとりが人間として尊重され、安心していきいきと暮らせる社会の創造」を目指して、様々な人権施策を推進してきました。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害のある人、被差別部落出身者などに対する人権に関する問題は依然として存在しており、特に子どもや高齢者への虐待が増加し、いじめ問題も認知件数が増加しています。

また、性的指向・性同一性障害の方への人権施策など、取組が進んでいない分野もあり、また、近年では、インターネットを通じた人権侵害や、災害時における人権への配慮、雇用をめぐる貧困問題といった新たな人権課題も発生しています。

さらに、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18（2006）年6月施行）」、「いじめ防止対策推進法（平成 25（2013）年9月施行）」など、新たに制定や改正された法令等と基本指針との整合性を図る必要もあります。

このような人権をめぐる様々な状況の変化を踏まえ、平成 27（2015）年2月に「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して」を基本理念とする「千葉県人権施策基本指針」を改定しました。

第2章 計画の基本理念

1 計画の趣旨

人権とは、全ての人間が生まれながらにして持っている人間の尊厳に基づく権利で、社会において幸せな生活を営むために欠かすことができない権利です。

市では、「野田市民憲章」、「平和祈念碑」、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和都市宣言」等の取組を節目とし、これらに示された理念や野田市総合計画等に基づき人権課題の解決を図るための諸施策を展開してきました。しかしながら、近年において、「LGBTなどの性的少数者の人権問題」や「インターネットを利用した人権問題」など新しい人権課題も現れてきました。

このような状況を踏まえ、平成27（2015）年3月に策定した「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）」の計画期間が令和元（2019）年度で満了となることから、令和2（2020）年度からの人権施策を推進するための基本指針として、現行動計画の見直しを図り、令和2（2020）年度から6（2024）年度まで5年間の次期計画を策定するものです。

また、児童虐待事件の再発防止策を包含した計画とするとともに、あわせて、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などへの虐待の防止等、あらゆる人権侵害の解消を目指した計画を策定するものです。

なお、国における基本法律である「人権教育・啓発推進法」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正はありませんでしたが、平成28（2016）年度に差別を解消するための法律（「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」）が施行されましたので、計画の目標（2）「各人権課題に対する施策の推進」については、この三法を踏まえた見直しを行います。

本行動計画の基本理念については、野田市総合計画の基本方針に掲げる「人権尊重・男女共同参画社会の推進」を実現するため、「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」とし、人権が市民相互の間において尊重される地域社会を目指します。

2 計画の目標

本行動計画の基本理念を実現するため、次の4つの目標を掲げます。

- (1) 様々な場における人権教育・啓発の施策の推進
「学校」「家庭」「地域社会」「職場」「特定職業従事者」に対する
人権教育・啓発の推進
- (2) 各人権課題に対する施策の推進
「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「同和問題」
「外国人」「H I V感染者など」「様々な人権課題」に対する施策
の推進
- (3) 人権擁護の充実
「相談窓口の充実」として、人権擁護機関と連携した人権救済制
度の周知及び人権侵害への対応
- (4) 計画の推進
「推進体制」「関係機関・団体との連携」「人権施策の周知及び人
権教育・啓発の推進」「計画のフォローアップ及び見直し」

3 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。
なお、この間においても、社会情勢や法改正に合わせて適宜見直す
こととします。

4 施策の体系

総合計画の基本目標

市民がふれあい協働する都市

総合計画の基本方針

人権尊重・男女共同参画社会の推進

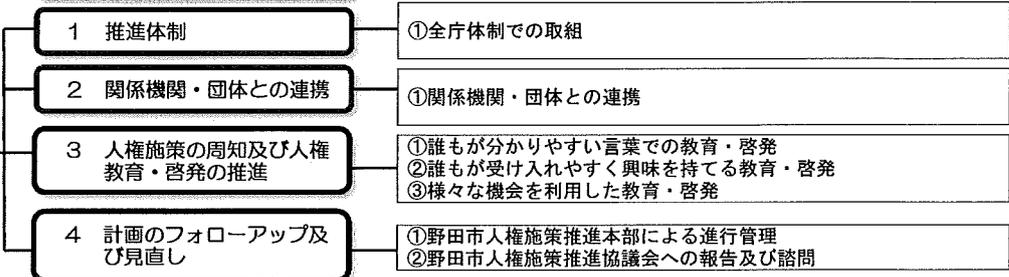
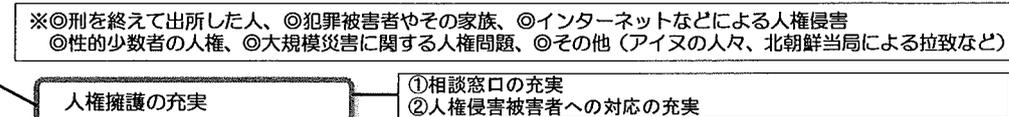
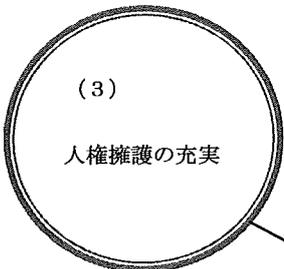
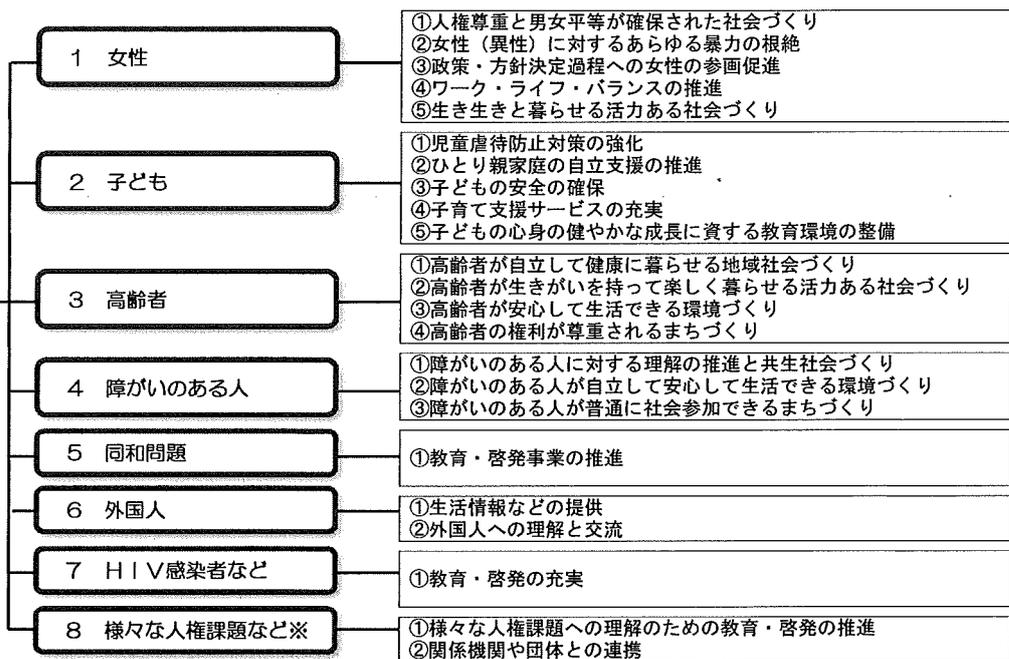
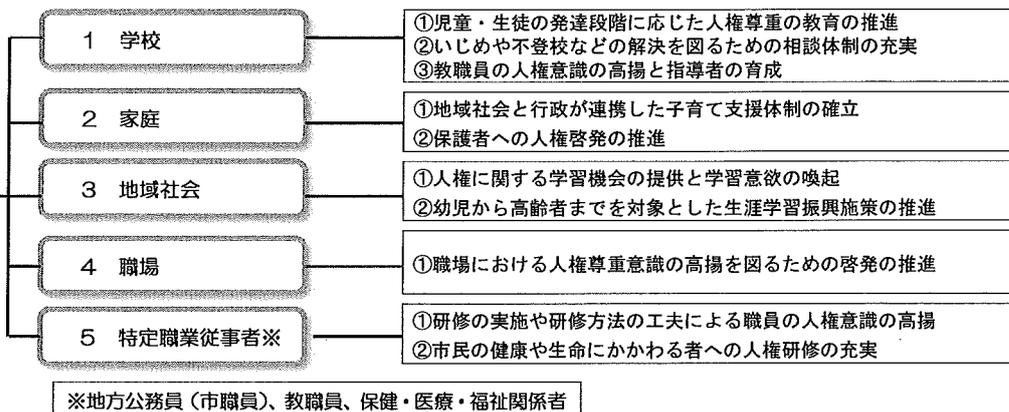
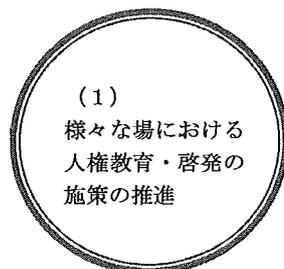
行動計画の基本理念

市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会

【計画の目標】

【基本課題】

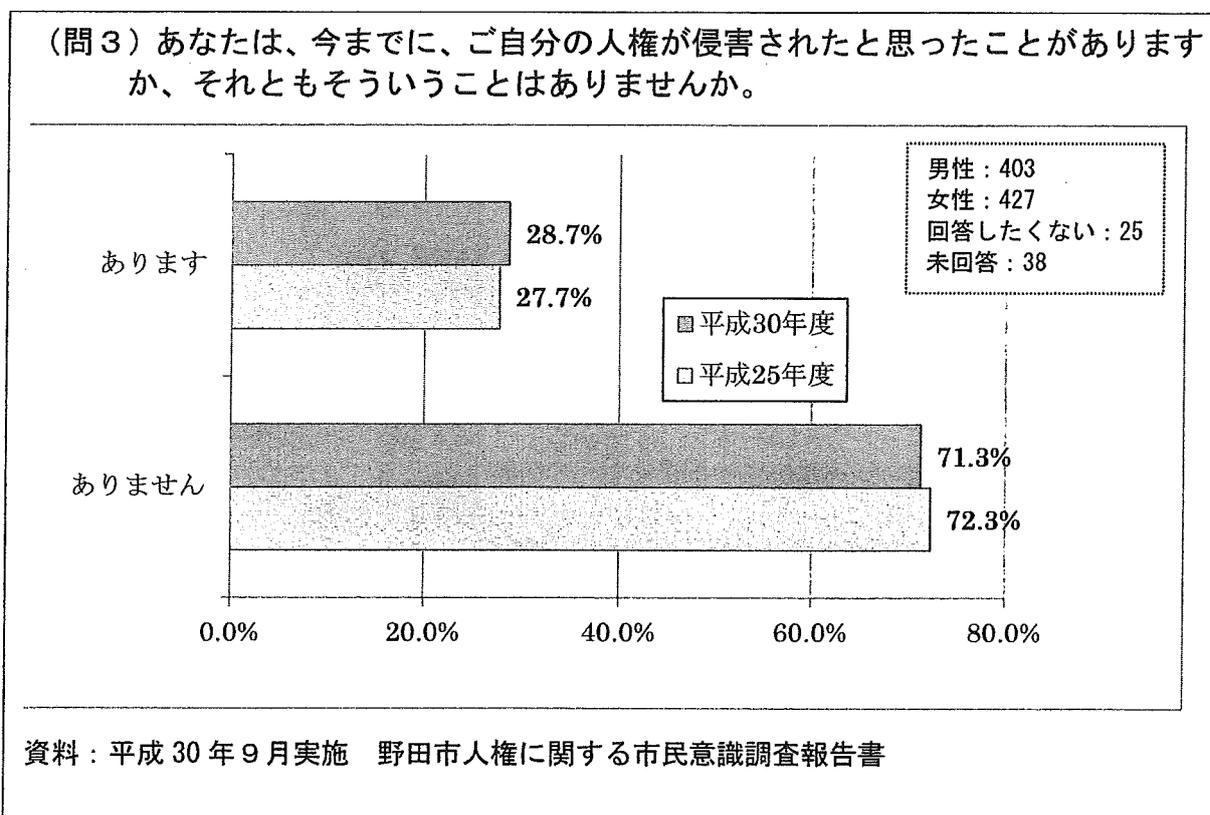
【施策の方向】



第3章 人権に関する意識の現状

国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権に関する制度の整備や施策の推進が図られてきましたが、依然として、様々な人権問題が存在しています。

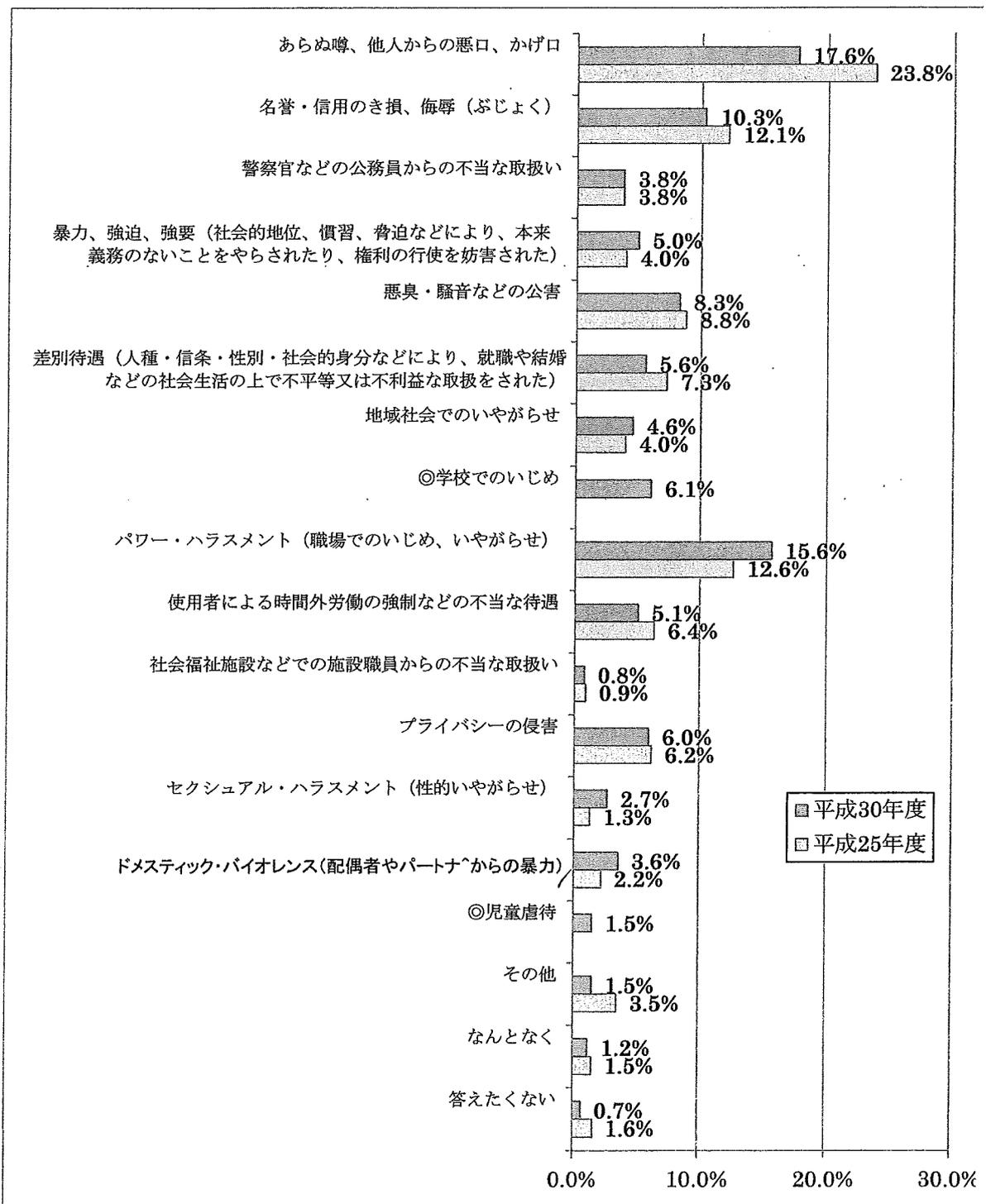
平成30（2018）年に実施した「人権に関する市民意識調査（以下「人権意識調査」）」（市内在住の満18歳以上の方 2,000人を対象。回収率45.15%）によると、「あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか、それともそういうことはありませんか」との問いに対して「ある」と回答した人が28.7%となっており、前回よりも1.0%上昇しています。



次に、「人権が侵害されたと思ったのはどのような場合ですか」との問いに対しては、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が17.6%、次いで「パワー・ハラスメント」(職場でのいじめ、いやがらせ)が15.6%、「名誉・信用のき損、侮辱」は10.3%となっています。

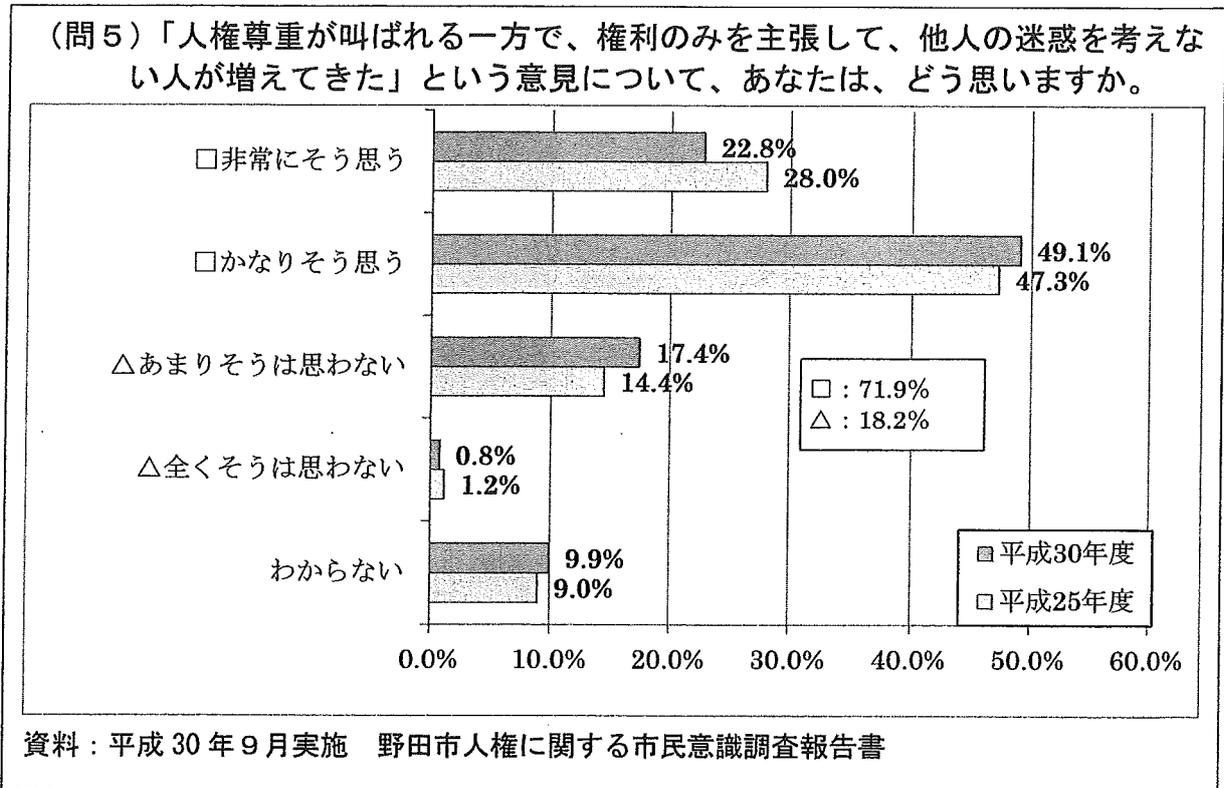
(問4) 人権が侵害されたと思ったのは、どのような場合ですか。(複数回答)

◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

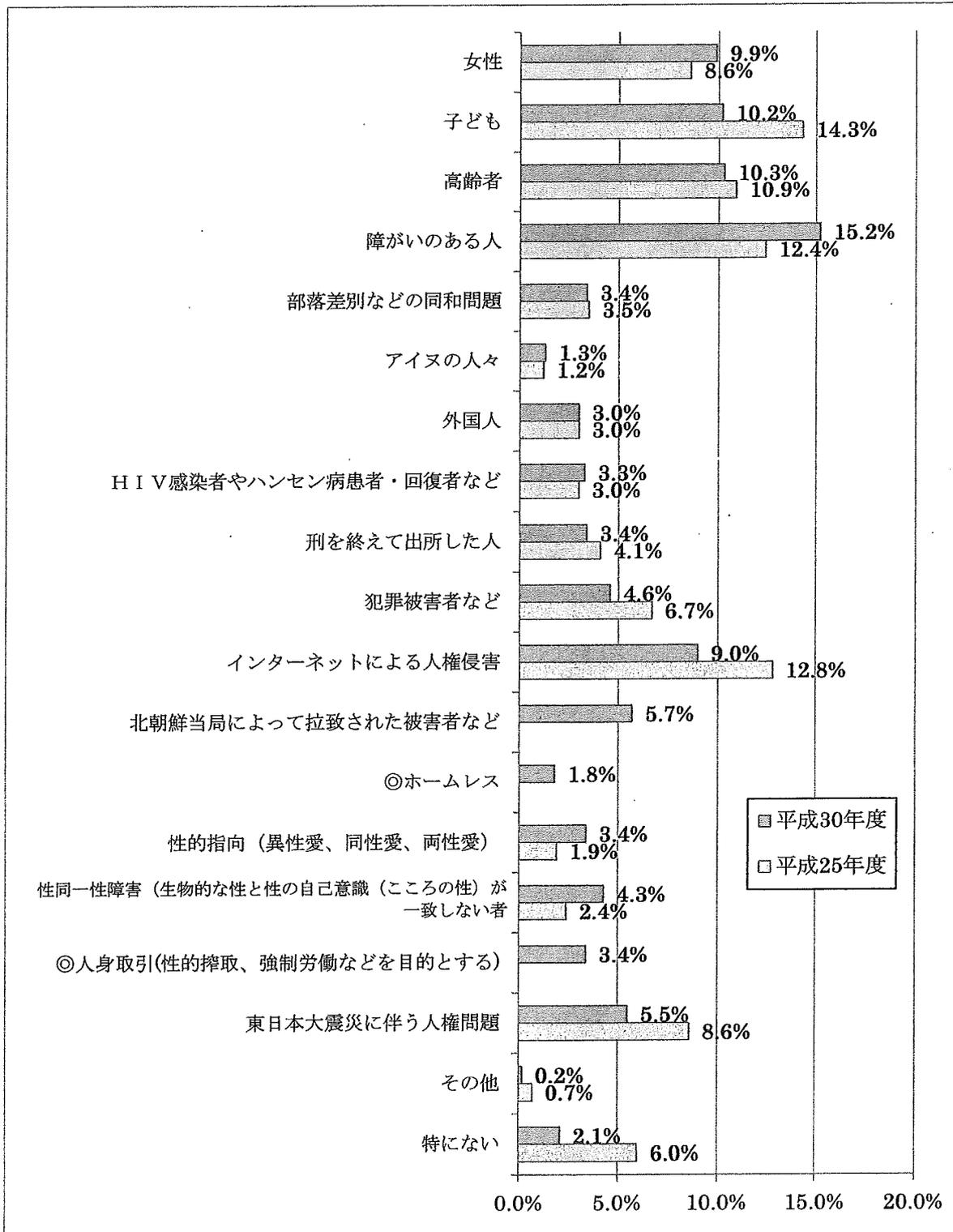
さらに、「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、あなたはどう思いますか。」との問いに対して、「非常にそう思う」、「かなりそう思う」と回答した方を合わせると 71.9%となっています。



次に、「関心がある人権問題」の問いについては、「障がいのある人」（15.2%）、次いで「高齢者」（10.3%）、「子ども」（10.2%）、「女性」（9.9%）の順となっています。

（問8）あなたの関心がある人権問題はどれですか。（複数回答）

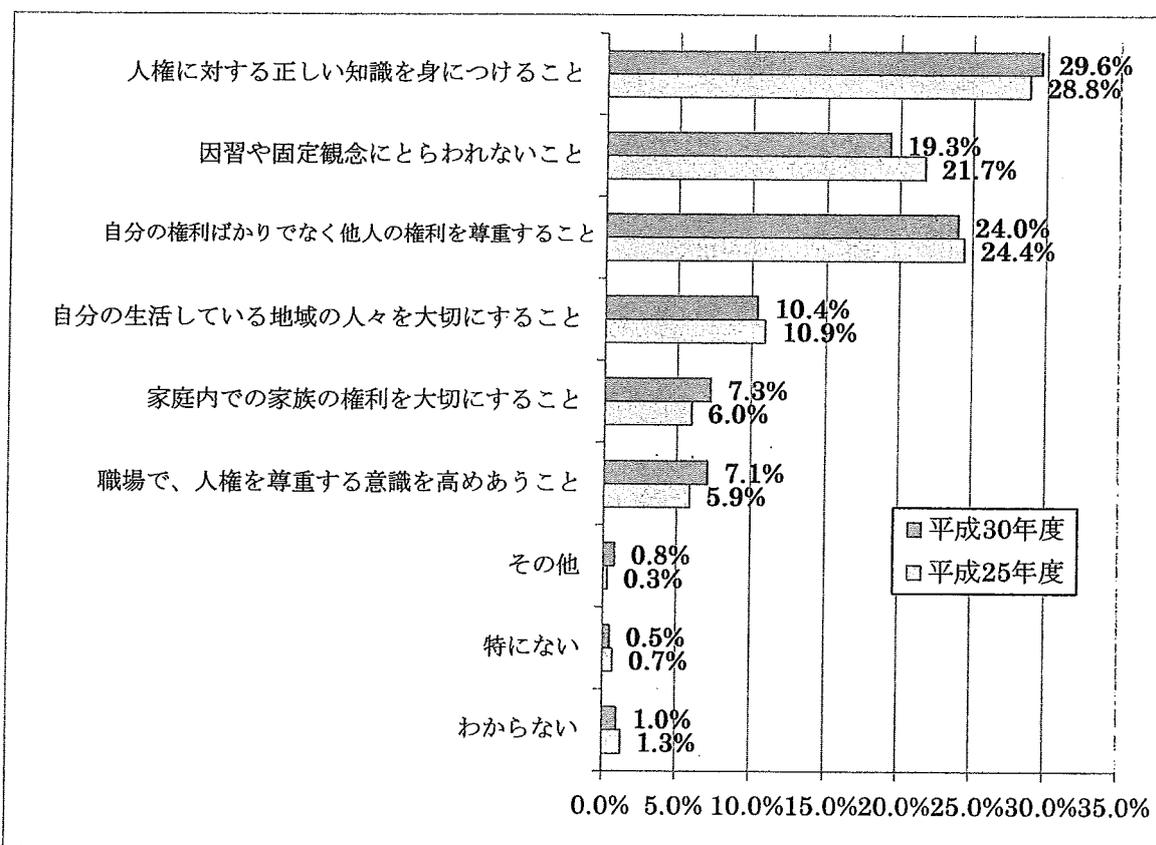
◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

また、「市民一人ひとりが、人権を尊重し合うために、心がけたり行動すべきことはどのようなことか」の問いに、「人権に対する正しい知識を身につけること」が29.6%、「自分の権利ばかりでなく他人の権利を尊重すること」が24.0%、「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」が19.3%の順になっており、人権教育・啓発の取組が必要だと考えている方が大変多いことが分かりました。

(問 38) あなたは、市民一人ひとりが、人権を尊重し合うために、心がけたり行動すべきことはどのようなことだと思いますか。(複数回答・3つまで)



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

以上のことから、人権に関する市民意識の現状を分析した結果、「障がいのある人」、「高齢者」、「子ども」、「女性」の人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自分の人権のみならず他人の権利についても相互に尊重し合う、人権教育・啓発に関する施策の必要性がますます高まっている状況にあると言えることから、市では、これらの調査結果を踏まえ、「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」の実現を目指して、本計画に位置づけられた施策を積極的に推進します。

第4章 計画の内容

目標 （1）様々な場における人権教育・啓発の施策の推進

教育は、個人個人の才能を開花させ、一人の人間として自立させるとともに、家族や社会の一員として他の人を尊重し、誇りと責任を持って生きていくことを学ぶものです。

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、様々な取組を行うことが求められています。

啓発活動についても、広く市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、人権を尊重することの重要性を認識させるとともに、その意識を日常生活の中での態度・行動において根付かせるために欠かせないものです。

平成12（2000）年12月に施行された「人権教育・啓発推進法」では、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」としています。

市では、同法の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を様々な場において推進しています。

1 学校

施策の方向	①児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育の推進
	②いじめや不登校などの解決を図るための相談体制の充実
	③教職員の人権意識の高揚と指導者の育成

施策の方向 ①児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育の推進

学校は、幼児・児童・生徒がそれぞれの人格を持った一人の人間として尊重され、学習を通じて自らの個性や能力を育むための場です。そのためには、子どもが自分を含めた全ての人々の人権について、理解を深められるように、教育活動全体をとおして人権尊重の教育を推進することが大切です。

そこで、野田市学校教育指導の指針を基に、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育、関係機関との連携、教職員の人権意識の高揚と指導者の育成、家庭との連携を進めるための保護者への人権教育を推進します。

ア. 「心の教育」の充実

（担当課：指導課、保育課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

市では、学校教育指導目標で「幼稚園・学校と地域が一体となり、幼保こ小連携や小中連携教育を基盤とした特色ある幼稚園・学校づくりの推進」を掲げ、これからの時代に必要となる資質・能力を育成し、生涯にわたる学習の基礎づくりとしての学校教育を基本方針としています。

また、野田市学校教育指導の指針において、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育、関係機関との連携、教職員の人権意識の高揚と指導者の育成、家庭との連携を進めるため、保護者への人権教育の推進を明記しています。

人権教育について、中学校の職場体験学習の一環として、公立保育所では中学生の保育体験受入れを行っており、様々な年齢層の触れ合い、語り合いの場を設けています。

また、学校教育においても、社会福祉施設への訪問やボランティア活動などをおして高齢者や障がいのある人との交流、異なる学年の児童・生徒と一緒に活動する時間を取り入れた学習、人権擁護委員と連携して行う「中学生人権講演会」など、人権教育の視点からの取組を展開しています。

取組の方針

豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心、生命の尊重など、道徳性を育成する「心の教育」の充実を図るとともに、児童・生徒自らが人権を意識し、行動していく気運を醸成するための人権教育を推進していきます。

また、特色ある学校の創造、地域とともに幼児・児童・生徒を育む学校作りについて積極的に取り組むため、地域や幼稚園、保育所、学校の更なる連携強化に努め、異世代との交流活動を推進していきます。

主な取組

- ・ 小学校1年生と地域の高齢者が伝承遊び等とおしたふれあい活動の実施
- ・ 地元自治会やいきいきクラブ（老人クラブ）と協力した、公立保育所園庭での保育所行事や伝承遊び等による高齢者とのふれあい活動
- ・ 人権問題に対する正しい知識を養うため、「学校人権教育研究校」の指定による研究実践結果の活用
- ・ 児童・生徒の人権意識を高め、作品を通して市民の人権意識を啓発するための「野田市子ども人権作品展」の実施や「全国中学生人権作文コンテスト」への参加

施策の方向 ②いじめや不登校などの解決を図るための相談体制の充実

「人権意識調査」の結果では、「子どもの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「仲間はずれや無視、暴力や嫌がらせなどのいじめをすること（ネットいじめも含む）」とした回答が29.4%で、「子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いでは、「子どものための相談・支援体制を充実する」が20.8%、「子どもに自分も人も大切であることを教える」が17.6%、「親などへの教育、相談・支援体制を充実する」が16.4%となっており、いじめが重大な人権問題であること、また、子どもたちの豊かな心の育成とともに保護者に対する人権教育の重要性が認識されています。

（参照：P48（問15）のグラフ）

ア. いじめ対策（担当課：指導課）

現状・課題

平成26(2014)年度より、「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき、4月をいじめ防止強化月間として、いじめ防止の啓発に努めています。

毎年2回（6月と11月）実施しているいじめ実態アンケート調査によると、近年いじめの認知件数は横ばい傾向にあり、いじめを根絶することは難しい状況となっています。いじめの未然防止とともに、早期発見、早期対応に向け、取り組んでいます。

各学校においては、平成26(2014)年4月に「いじめ防止対策委員会」を設置して、学校全体での指導体制を確立し、また、学校いじめ防止基本方針を策定し、形が定まらないよう、随時見直し、各学校のホームページ等で公開しています。

今後もしじめを含めた人権問題について積極的な取組を進めていく必要があります。

また、より良い人間関係作りに向けて、不登校児童生徒の保護者への働きかけや地域への啓発を進めるとともに、スクールカウンセラーとの連携により相談体制を構築するなど、児童・生徒の支援に努めています。

取組の方針

いじめは重大な人権問題であるという意識を持ち、いじめはどこの学校にも誰にでも起こりうるという認識のもと、いじめの防止と早期発見・早期解消に努めていきます。

主な取組

- ・ 教育相談の充実
- ・ いじめの早期発見・早期解消を図り、いじめの実態を把握するためのアンケート調査の実施
- ・ いじめ実態アンケート調査の追跡調査の実施及び、いじめが解決に至っていない全ての学校に対する指導主事の訪問、聞き取り調査及び解決へのアドバイスの提供
- ・ 重篤ないじめがあった場合の、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングや、市雇用の相談員による相談

- ・ 市雇用のスクールサポーター、スクールサポートカウンセラーの派遣と、いじめ解決に向けての支援
- ・ いじめを含めた人権問題について、人権講演会や情報モラル教育の実施による啓発
- ・ 不登校児童生徒の保護者への働きかけや地域への啓発及びスクールカウンセラーとの連携による相談体制の構築
- ・ 全小中学校における、「学校いじめ防止基本方針」の策定と「いじめ防止対策委員会」の設置
- ・ 教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
- ・ 中学1年生を対象とした「SNSを活用した相談」(Stop it)の実施

イ. キャリア教育の推進

（担当課：指導課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

不安定就労やニートなどの社会問題が取り上げられています。

取組の方針

主体的に進路を選択するなど、自立心の向上を促すとともに、自己の適性について早い時期に習得するようキャリア教育を進めていきます。

主な取組

- ・ 各小中学校における、地域や事業所の協力による職場体験学習などを通じた、職業意識の醸成
- ・ 発達段階に応じたキャリア教育の実践、男女平等教育啓発冊子「自分らしく」を活用した小中9年間を見通したキャリア教育の推進

施策の方向 ③教職員の人権意識の高揚と指導者の育成

「人権意識調査」では、「子どもの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「教師が子どもに体罰を加えること」が6.1%で前回と比べ、3.1ポイント下降していることから、教職員の人権意識が着実に高まっていると考えられます。

（参照：P48（問15）のグラフ）

ア. 人権啓発活動の推進（担当課：指導課）

現状・課題

人権教育の指導者を養成するための「学校人権教育指導者養成講座」では、人権課題に関する講演会を実施しています。また、自校での伝達講習を講座の1つに課すことで、指導者として学校人権教育の啓発を実践しています。

「人権意識調査」の結果、子どもたちの豊かな心の育成とともに保護者に対する人権教育の重要性が認識されていることから、児童・生徒の人権意識を高めるとともに、学校人権教育の指導者を養成するための施策を推進する必要があります。

取組の方針

児童・生徒の人権意識を高めるとともに、学校人権教育の指導者を養成するための施策を推進していきます。

主な取組

- ・ 「学校人権教育指導者養成講座」による学校人権教育の指導者の養成
- ・ 教職員の人権意識の高揚を図るための校内研修会の実施
- ・ 教職員に対する県や外部研修への参加の推奨（LGBT等含む）

2 家庭

施策の方向	①地域社会と行政が連携した子育て支援体制の確立
	②保護者への人権啓発の推進

施策の方向 ①地域社会と行政が連携した子育て支援体制の確立

社会の基本を身に付ける教育の原点は家庭です。

家庭は乳幼児の時期から豊かな人間としての情緒を育む大切な教育の場です。個人の人権を尊重し、命の尊さや基本的な社会性を認識させるようにしなければなりません。

子どもの健全な成長には、家庭教育が最も重要であり、各家庭において責任を持って行われるべきですが、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭での教育力・育児力の低下が顕著になっています。

その結果、児童虐待により子どもの生命、健康が危険にさらされる事件が後を絶ちません。

ア. 子どもの人格形成やしつけに関する支援

（担当課：子ども家庭総合支援課、保育課）

現状・課題

人権意識豊かな個人として成長するためには、乳幼児期の情緒の発達や心を育てる教育が重要であり、市としても、国、県の取組と連動し、必要な情報提供による支援に努めています。

また、家庭児童相談員により、家庭における児童養育の相談指導を充実し、家庭児童の福祉の向上を図り、児童相談所、保健所、学校、警察署及び児童委員等関係機関との連携を密にし、支援しています。

保育所においては、保育所保育指針に基づき、人間形成の基礎を養う重要な乳幼児期に家庭や地域の人との関わりの中で、人権を大切に作る心を育てるとともに、自主・自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うことを目指しています。

取組の方針

子ども及びその家庭を援助できるよう、施策を実施していきます。

主な取組

- ・ 家庭から子育ての不安や悩み等の相談に家庭児童相談員が解消に向け助言指導
- ・ 保育所における園庭開放や一日体験保育等を通じ、子育て相談や情報交換を行うとともに、保護者への人権啓発に関する機会の提供
- ・ 地域や幼稚園、保育所、学校のさらなる連携強化に努め、異世代との交流活動の推進

イ. 野田市要保護児童対策地域協議会の体制強化 （担当課：子ども家庭総合支援課）

現状・課題

野田市要保護児童対策地域協議会については、代表者会議、実務者会議、個別支援会議の三層構造となっておりますが、中でも実務の中心的役割を担う実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担を明確にすることにより、関係機関の連携による支援体制の強化を図るとともに、個別支援会議の必要性を議論する場に変えました。

個別支援会議は、関係機関のうち、当該事例に関係し、又は関係する可能性のある者により構成するものとされており、関係機関相互の連携、協力体制の強化を図っております。

関係機関相互の連携、協力に際しては、それぞれの機関が互いに持っている機能や限界を理解し合い、役割分担をし、補い合いながらネットワークを構築していく必要があります。

取組の方針

虐待防止及び早期発見のため、野田市要保護児童対策地域協議会による地域・関係機関・行政の連携の更なる強化を図ります。

主な取組

- ・ 要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理
- ・ 連携強化、情報共有を図るための、児童虐待管理システムの導入（柏児童相談所を含む）
- ・ 学校教育部指導課内に設置した子ども家庭総合支援課分室による巡回
- ・ 進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換

- ・ 野田市児童虐待防止対応マニュアルの改訂

施策の方向 ②保護者への人権啓発の推進

ア. 母子保健施策の充実（担当課：保健センター）

現状・課題

妊娠届出や母子健康手帳交付は、子ども支援室にて行い、保健師、心理士、子育て支援総合コーディネーターが妊婦の不安軽減に努めるとともに、アンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期介入、継続的支援に取り組んでいます。また、出産後は保健師・助産師などの専門職による乳児全戸訪問を実施し、母子に関わる問題の早期発見、早期支援を実施しています。

乳児全戸訪問は、保護者からの出生連絡票の提出に基づき把握を行い早期に訪問を実施しています。しかし、連絡票未提出者や連絡が取れないケースもあります。

また、訪問の際は、産婦に対してエジンバラ産後うつ病質問票を聴取し、育児不安の早期発見や早期支援につなげています。

取組の方針

妊娠、出産、育児に関する保護者の不安を軽減し、育児を楽しみ、子どもの豊かな心の成長を育むため妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築を目指していきます。

主な取組

- ・ 出生連絡票提出の周知を継続し、出生連絡票の提出率の向上、訪問による早期支援
- ・ 妊娠届出時における全数面接指導
- ・ 乳児全戸訪問による早期支援

イ. 家庭教育学級講座

（担当課：指導課、保育課、生涯学習課、公民館）

現状・課題

保護者自身が人権意識を持ち、日常生活を通じて身をもって子どもに模範を示すことができるよう、保護者に対する人権啓発も必要です。

このため、各学校の「学校人権教育全体計画」に保護者への啓発を位置付けております。公立幼稚園では、園庭開放やひまわり相談などを通して、子育て相談や情報交換を行っております。

家庭教育学級講座については、子どもの成長過程に伴う保護者の現実的な悩みに対応できるようなテーマを設定し、公民館を会場に連続講座として、幼児期の保護者を対象としたコースと小学生の保護者を対象としたコースを開設しています。

また、就学前児の保護者を対象とした講演会と中学生の保護者を対象とした講演会を、各学校を会場に開設しており、子どもの成長に伴う発達理解と保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性について理解を深められるよう支援しています。

連続講座については、保護者のライフスタイルの変化などにより、受講生が集まりにくい状況にあることから、更なる事業充実のために、周知方法や活用方法を検討する必要があります。

取組の方針

家庭教育に関する連続講座では、保護者からなる運営委員と協力し、家庭での教育力の一層の向上に努めていきます。

また、就学前児や中学生の保護者を対象に行う学校を会場とした講演会では、講演時間の確保など各学校と連携を密に開設を図ります。

主な取組

- ・ 各学校の「学校人権教育全体計画」に基づく、保護者への人権啓発
- ・ 幼稚園や保育所に通っていない幼児を対象とした公立幼稚園や保育所の園庭開放やひまわり相談等の実施等による、保護者への人権意識の啓発

- ・ 家庭教育に関する、幼児期の保護者を対象としたコースの連続講座及び小学生の保護者を対象としたコースの連続講座を公民館で開催
- ・ 各学校と連携を密にして、就学前児や中学生の保護者を対象に行う講演会の開催

3 地域社会

施策の方向	①人権に関する学習機会の提供と学習意欲の喚起
	②幼児から高齢者までを対象とした生涯学習振興施策の推進

施策の方向 ①人権に関する学習機会の提供と学習意欲の喚起

地域社会においては、生涯学習の視点に立って、各公民館などの社会教育施設を中心に、学級・講座の開催や交流活動など、人権に関する様々な学習機会が提供されています。

ア. 各種講座等の開催

（担当課：生涯学習課、公民館、人権・男女共同参画推進課、福社会館）

現状・課題

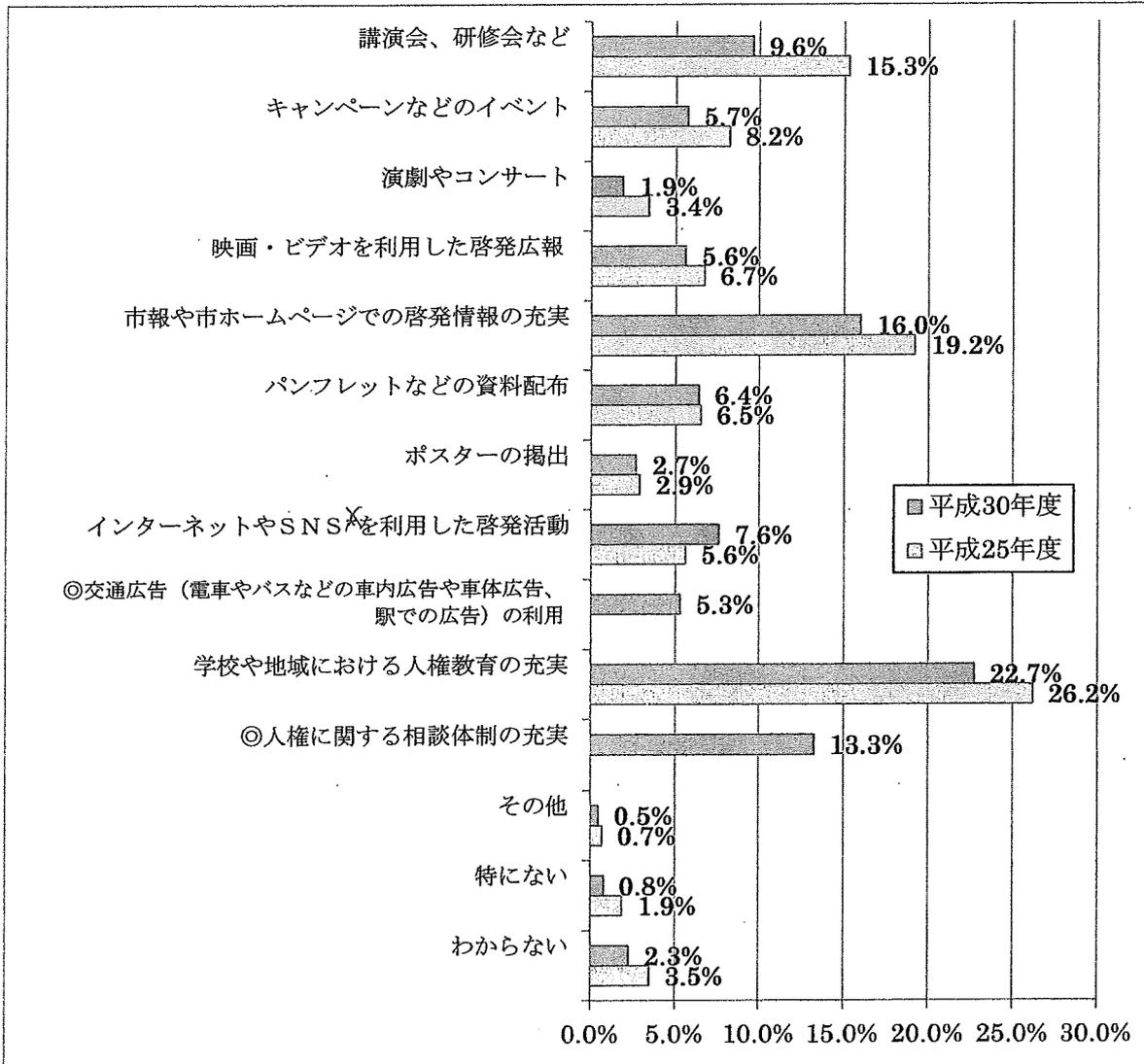
生涯学習センター及び公民館では、青少年、高齢者、女性、成人等を対象に、各種講座を開設することにより、幅広い年代層の参加者が交流を深めており、今後も人権尊重の機運を高めるため、引き続き、各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていく必要があります。

社会人権学習については、生涯学習課、生涯学習センター及び公民館が連携し、同和問題に限らず人権問題全般の解消を目指して、啓発のための連続講座を開設していますが、参加者の固定化や少人数化が課題となっています。

「人権意識調査」の結果では、「市では人権についての理解を深めていただくためにさまざまな取組を進めていますが、あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか」という問いに対して、「学校や地域における人権教育の充実」と回答した人が22.7%と最も多く、次いで、「市報や市ホームページでの啓発情報の充実」が16.0%と回答していることから、より多くの市民に参加していただけるよう、内容、周知方法などの工夫・検討が必要となっています。

各種講座や人権学習会などの開講については、受講者同士の意見交換や座談会形式の導入、身近なテーマや新たな講師の起用などで、更に学習意欲を喚起していく必要があります。

(問37)市では人権についての理解を深めていただくためにさまざまな取組を進めていますが、あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか（複数回答・3つまで） ◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

取組の方針

生涯学習センター及び各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていくことにより、人権尊重の機運を高めていきます。

主な取組

- ・ 公民館での「家庭教育講座」、「長寿大学」、「女性学級」などの、子どもや高齢者、

- 女性など様々な人権課題をテーマとする講座の開設
- 生涯学習課と公民館が連携し、社会人権をテーマに幅広い内容や身近な人権問題について学ぶ市民セミナーの開催

施策の方向 ②幼児から高齢者までを対象とした生涯学習振興施策

地域社会においては、幼児から高齢者までの幅広い層を対象として生涯学習の振興のための様々な施策を実施することを通じて、人権に関する学習を推進していくことが必要です。

ア. 地域社会における生涯学習振興施策の実施 （担当課：青少年課、生涯学習課、公民館）

現状・課題

子どもに関連した施策として、青少年健全育成団体等による様々な活動を推進することは、子ども達にとって社会の一員として必要な知識・技能・態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりや心身の成長発達を促すことにもなります。

「こどもまつり」や「子ども釣り大会」などの事業については、より地域における交流を深めるため、継続するとともに事業の内容を検討する必要があります。また、オープンサタデークラブをより充実したものとする必要があります。

学校支援地域本部事業推進や、また、地域の人々の知識や技術を学校・地域に還元することを目的に、学校支援ボランティア養成講座を開設しています。今後は、学校支援地域本部と連携を取りながら人材の育成を図り、地域に技術や能力を還元できる仕組みを作る必要があります。

公民館では、各種講座を開設し幅広い年代層の参加者が交流を深めていますが、参加者の固定化や少人数化が課題となっています。

また、生涯学習課、生涯学習センター及び公民館では多様化する市民の学習要求に応え、講座情報やグループ・サークル情報を提供し、生涯学習の推進に取り組んでいますが、より市民ニーズにあった情報を提供するため、講座等の開設情報やグループ・サークル情報の収集箇所を拡充する必要があります。

取組の方針

子ども会活動の強化を図るため、学校、家庭、地域と連携を図り、それぞれが魅力あふれたものとなるよう取り組んでいきます。

生涯学習センター及び各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていくことにより、人権尊重の機運を高めていきます。

主な取組

- ・ 子ども会活動の強化を図るため、学校、家庭、地域との連携の推進
- ・ 地域における交流を深めるため、「こどもまつり」や「子ども釣大会」などのイベントの開催及び更に魅力あるイベントにするための、実行委員会の立ち上げと内容の検討
- ・ オープンサタデークラブをより充実するためのアンケート調査の実施
- ・ 公民館での「家庭教育講座」、「長寿大学」、「女性学級」などの、子どもや高齢者、女性など様々な人権課題をテーマとする講座の開設
- ・ 学校図書室の環境整備を主とした「学校支援ボランティア養成講座」の開設
- ・ 生涯学習相談におけるグループ・サークル情報や学習機会情報等の充実を図るための情報収集箇所の拡充

4 職場

施策の方向	①職場における人権尊重意識の高揚を図るための啓発の推進
-------	-----------------------------

施策の方向 ①職場における人権尊重意識の高揚を図るための啓発の推進

職場における人権教育・啓発の推進は、市民の人権尊重意識を高めるために欠くことのできない活動です。

職場における人権問題であるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、当事者間は勿論、企業内部の問題にとどまらず、社会問題として企業の脅かすことにもつながる問題であり、それらの発生を防止することは企業にとって重要な課題となっています。

ア. 「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」を中心とした企業への啓発
(担当課：人権・男女共同参画推進課)

現状・課題

市には、人権啓発を積極的に推進し、差別のない明るい職場を実現することを目的に、市内の企業によって「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」が組織されており、様々な人権問題をテーマとした全体研修会の開催や自主研修会への協力、啓発冊子の配付による具体的な人権関連情報の提供など、企業に対する啓発活動を積極的に行っています。

各企業には、社会的な責任として、性別等や人種、出自、年齢による差別的取扱いの禁止、障がいのある人の雇用拡大に努めるとともに、豊かな人権感覚を備えた社会人を育てるために、研修会などへの積極的な参加や自主的な取組により、従業員の人権意識の醸成を図ることが求められています。

市は、企業が地域社会の構成員として、人権、福祉、環境、文化、スポーツなどの活動に積極的に関わっていけるよう、同協議会との一層の連携に努める必要があります。

取組の方針

独自の社員研修が困難な企業にとっては、合同研修の場が確保されるなど、「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」の果たす役割は重要であり、今後も会員の拡大に努め、啓発事業の充実を図っていきます。

主な取組

- ・ 「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」と連携した、様々な人権問題をテーマとした全体研修会の開催や自主研修会への協力、啓発冊子の配付による具体的な人権関連情報の提供などの企業に対する啓発活動の実施

5 特定職業従事者

施策の方向	①研修の実施や研修方法の工夫による職員の人権意識の高揚
	②市民の健康や生命にかかわる者への人権研修の充実

施策の方向 ①研修の実施や研修方法の工夫による職員の人権意識の高揚

- ア. 地方公務員（市職員）等への啓発
（担当課：人事課、保育課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

全体の奉仕者として公共の福祉に寄与すべき公務員は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とする憲法第14条の規定を常に意識し、職務の遂行に努めなければなりません。

市では、新規採用職員、女性職員研修、人権問題職場リーダー研修において人権問題や男女共同参画に関する研修を実施しており、人権に関する職員の意識の高揚を図っています。

取組の方針

人権問題や男女共同参画に関する研修を実施し意識の高揚に努めています。

また、時代の流れを捉え、適宜研修内容の見直しを図り、様々な手法を取り入れるなど研修方法を工夫しながら、一層の人権意識の高揚に努めていきます。

主な取組

- ・ 新規採用職員、女性職員研修、人権問題職場リーダー研修における人権問題や男女共同参画に関する研修の実施

- ・ 人権教育の推進を図るとともに児童への対応スキルの向上のため、保育所職員を対象とした一般研修及び職務内容に適した研修会等への参加促進
- ・ 関係機関や民間団体からの要請による、研修会等へ講師として市職員の派遣

イ. 教職員への啓発（担当課：指導課）

現状・課題

学校や幼稚園において、子どもと深く関わる教職員は、授業や学校生活を基盤に人権教育の推進に大きな役割を果たしています。

教職員の人権に関する研修としては、新規採用者などを対象にした研修会を実施しており、各学校においても人権教育担当教員を中心に「学校人権教育指導者養成講座」を通して学校人権教育の研修や指導を実施しています。

また、教職員の専門性の向上などを目的に組織された野田市教育研究会の特別部会の中に学校人権教育部会を設け、具体的なテーマによる研修を行うなどの活動をしています。

さらに、近年課題となっている外国籍の児童・生徒の生活習慣や食習慣への対応の仕方については、野田市教育研究会の学校人権教育部会等を通して検討し、解決に向け取り組みます。

取組の方針

教職員が授業や学校生活を基盤に人権教育の推進に大きな役割を果たせるよう、研修や指導を行います。

主な取組

- ・ 教職員一人一人が人権問題に対する正しい認識を養い、児童・生徒に対し適切な指導ができるよう、校内研修会の継続的な実施
- ・ 野田市教育研究会学校人権教育部会と連携し「野田市子ども人権作品展」の作品製作や展示を通して児童・生徒への人権意識の啓発の実施

施策の方向 ②市民の健康や生命にかかわる者への人権研修の充実

ア. 保健・医療・福祉関係者への啓発

（担当課：高齢者支援課、児童家庭課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

保健・医療・福祉関係者は市民の健康と命を守ることを使命とし、あらゆる疾病の治療や予防、介護、相談事業に携わっており、人間の尊厳に深く関わるとともに、個人的な事情を知りうる立場の職業です。サービス利用者の個人としての尊厳と秘密を守ることを特に意識しなければなりません。

相手のプライバシーに配慮するなど、人権を尊重した活動ができるよう訪問調査員や介護相談員として従事する者を対象に、研修を受けることで人権に対する意識の向上を図る必要があります。

介護保険サービスが適切に利用できるように、地域支援事業の中で介護相談員派遣事業を実施しています。介護相談員は、介護サービスの質的な向上を図るため、介護老人福祉施設やグループホームなどの施設を定期的に訪問し、利用者の話を聴き、相談に応じるなどの活動を行うとともに、施設職員との意見交換会を実施しています。

介護相談員の活動において、利用者の権利擁護に十分に配慮することが求められています。

取組の方針

保健・医療・福祉関係者が、相手のプライバシーに配慮するなど人権を尊重した活動ができるよう努めます。

主な取組

- ・ 高齢者等の尊厳に特に配慮する必要があることを認識するとともに、広く基本的人権に関する諸問題について学習するため、訪問調査員や介護相談員の新任研修会などへの参加
- ・ 介護相談員の資質の向上を図るための「介護相談員現任研修」の受講